

債務の保証

法人が借入金の債務を保証した場合について

債務の保証の概要

債務の保証とは、文字通り債務について弁済を保証するということです。

身近なところだと、部屋を借りる際に保証人や保証会社が保証をしますが、こちらは賃借料の支払いという支払義務（債務）に関して保証するということですし、会社が金融機関から資金を借りる際に代表者や他の会社が保証する場合についても、借入金について元利金の弁済義務（債務）に関して保証するということで、いずれの場合も債務者が支払えなかった場合には債務者に代わって弁済義務を負うことになります。

なお、保証と連帯保証は大きく異なり、詳細な説明は省略させていただきますが、基本的な違いは、保証の場合は債務者が弁済できない場合に保証人が弁済する義務を負いますが、連帯保証の場合は債務者本人の弁済能力の有無に関わらず弁済する義務を負います。

ただ、現実的には、銀行等が債務者が弁済できる状況で、連帯保証人に対して積極的に回収行動を行うということは基本的にはありません（銀行ではなく反社会勢力などが貸主である場合などは分かりませんが）。

以下は、基本的に銀行からの借入金についての保証について記述させていただきます。

保証が履行される場合

上記の通り、債務者が弁済をできない状態になった場合、保証人が債務を肩代わりします。

その上で、本来は債務者が弁済すべき債務なので、債務者に対して肩代わりした金銭を支払ってもらうよう請求することになります。この請求する権利を求償権と言います。

ただ、現実的に支払えないということだと、一般的には破産するようなことになるでしょう。この場合には、債権者として届出債権を有することになり、破産手続の中で回収していくことになります。ただし、一部

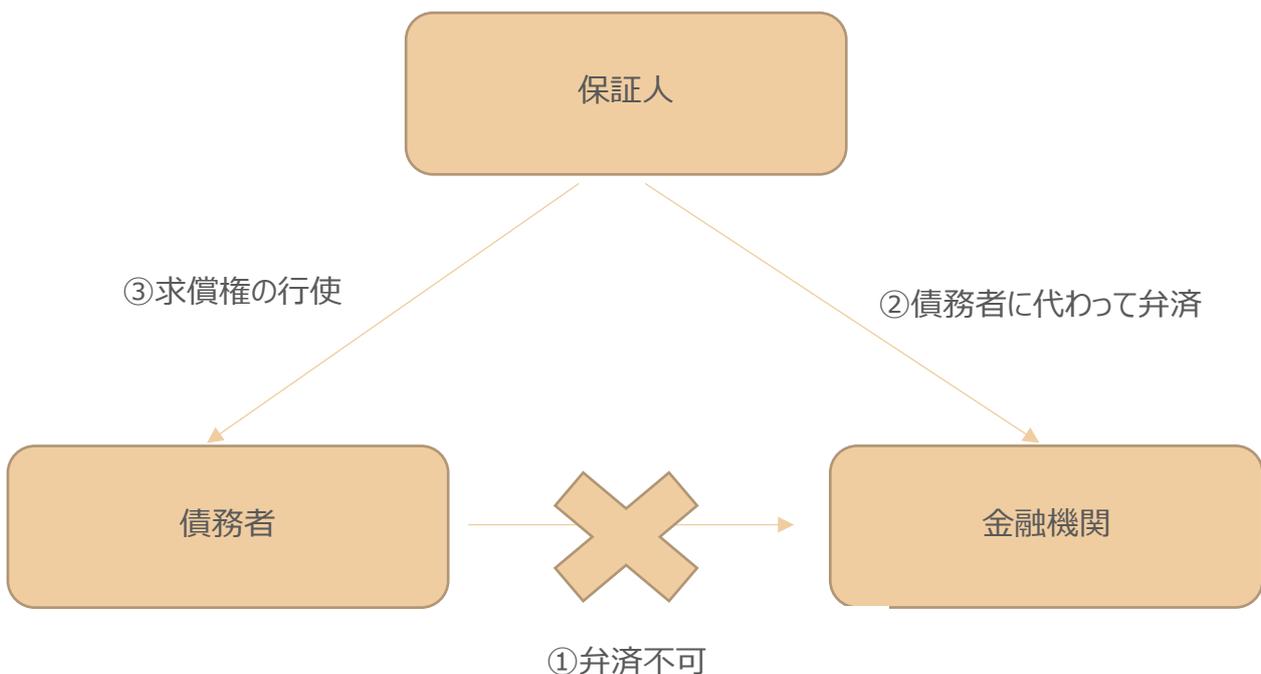
債務の保証

法人が借入金の債務を保証した場合について

のみ弁済しているような場合ですと、届出債権を有していることにならないケースがございますので、肩代わりするのはやむを得ない場合でも支払条件等について法律の専門家に十分ご確認いただければと思います。

なお、保証人が複数いる場合については、一人が肩代わりしても均等に負担すべきものとして、他の保証人に負担分を請求することは基本的には可能ですが、この点についても厳密には留意事項は多々あるので契約段階で慎重にご確認願います。

【債務者が弁済できず保証を実行する場合】



保証人は②の金銭について③で回収する流れですが、現実的に①ができない状況なので、③は難しい状況となるのがほとんどです。

債務の保証

法人が借入金の債務を保証した場合について

法人の場合

法人として保証するケースですが、基本的な仕組みは個人の場合と同様です。

ただし、あくまで法人として保証しているため、仮に保証先の会社が弁済困難な状況に陥ったとしても、代わって弁済する義務を負うのは法人であり、代表者個人として直接的に債務を負うわけではありません。

つきましては、多額の債務保証を行っている会社の代表者になること自体が自己破産の原因となることはありませんが、経営が困難になる可能性はあるので、その点をご留意いただければと思います。また、契約にもよりますので、気になるのであればあらかじめ契約は精査するのが望ましいでしょう。